

# 年次レポート 2019

平成30年度実績報告

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

The Japan Containers and  
Packaging Recycling Association



# CONTENTS

年次レポート2019  
平成30年度実績報告

- 01 **ごあいさつ**  
「年次レポート2019」の発行にあたって
- 02 協会概要
- 03 **平成30年度の事業を振り返って**
- 05 **平成30年度・主な取り組み**
  - 05 トピックス
  - 07 年間スケジュール
  - 08 再商品化の実施
  - 09 普及・啓発、情報収集・提供
  - 10 内外関係機関との交流・協力
- 11 **平成30年度・再商品化実績**
  - 13 素材別の利用状況
  - 15 特定事業者関連
  - 16 市町村関連
  - 17 再商品化事業者関連
- 18 **容器包装リサイクルの成果**

## ごあいさつ

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

代表理事 本多 正憲



特定事業者・市町村及び一部事務組合・再商品化事業者の皆さまを始め、ご関係の皆さま方には、平素より当協会が国の指定法人として行なっております“再商品化事業”に、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。家庭から資源ごみとして出される使用済み容器包装のリサイクルが、より一層円滑かつ効率的に行なわれるよう、当協会として力を尽くして参りたいと存じます。

さて容り法の本格施行から既に22年経過し、平成28年5月、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合がとりまとめた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において示された、当協会が中心となって検討し取り組むべき運用改善などの具体的事項については、主務省庁の指導の下に検討を順次進めています。今後は、容器包装リサイクル制度の次のステージとして、各ステークホルダーの連携・協力のもとに、より一層の再商品化の品質の向上と効率化につながる仕組みづくりが期待されます。中国の固体廃棄物輸入禁止の影響・海洋ごみの問題・バーゼル条約の改正・プラスチックの資源循環戦略等々の多くの課題がある中、当協会としても、その方向性に資する調査・研究、データ提供などを進めて参りたいと思います。

さらに公益財団法人として、ガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底を通じて、再商品化に関わるすべての皆さまから信頼され支持される組織運営及び事業展開に努めるとともに、事業活動の透明性を高めるべく、積極的な情報開示を行なって参ります。

ご関係の皆さまには、今後とも、当協会事業に対する一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年 8月

### 「年次レポート2019」の発行にあたって

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会(以下、容り協)は、その事業活動について各主体の皆さまにご理解いただくために、「年次レポート2019」を発行しました。皆さまとの相互協力関係がさらに深まり、再商品化事業の進展につながることを目指し、実績データや再商品化事業への取り組みなどを、よりわかりやすく情報発信すべく努めております。

「年次レポート2019」では、“主な取り組み”において、対象年度の取り組みの中から特徴的な活動をトピックスとして紹介し、さらに、定例的な業務や対象年度に実施した活動を取り上げています。また、“再商品化実績”は最新の実績数値に加えて経年数値を併記し報告する構成になっています。

「年次レポート2019」は、容り協ホームページ(<https://www.jcpra.or.jp/>)でもご覧いただけます。ホームページには、より詳しい情報も掲載しておりますので、どうぞ活用ください。

#### ●対象期間

平成30年度(30年4月1日~31年3月31日)  
一部対象期間前後の活動についても報告しています。

#### ●発行日

令和元年8月(次回の発行予定は2年8月)

#### ●本レポートに関するお問合せ先

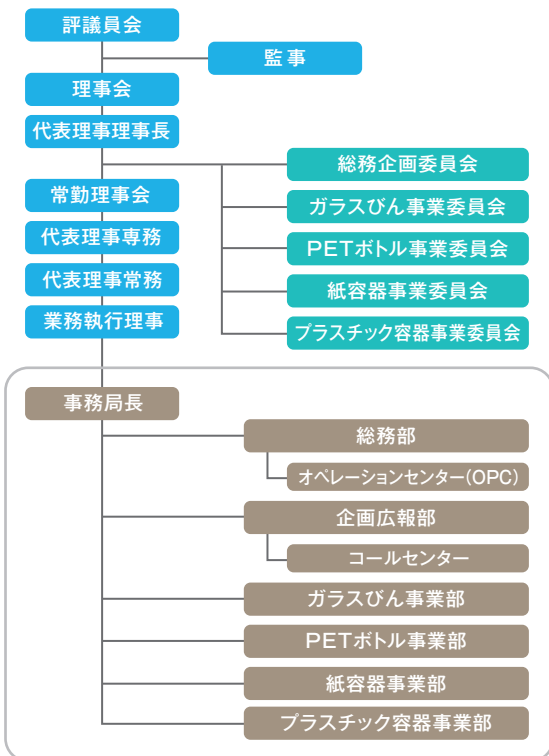
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会  
企画広報部 Tel:03-5532-8610  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1  
郵政福祉琴平ビル2階

# 協会概要

## 協会事業の目的

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化を行ない、あわせて、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発、情報の収集及び提供、調査研究等を行なうことにより、我が国における生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

## 組織図



\* 職員数：33名(31年3月末現在)

\* すべての役員は、民間企業・団体出身者で構成されています。

\* 事業は特定事業者などからの委託料収入で実施されており、国からの委託費や補助金はありません。



[常勤理事(業務執行理事)]

前列左から、代表理事専務・事務局長 栗原博、代表理事専務 小山博敬、プラスチック容器事業部長 石川昇

後列左から、企画広報部長 堀田肇、ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長 雨宮敏幸、PETボトル事業部長 前川恵士、総務部長 高松和夫

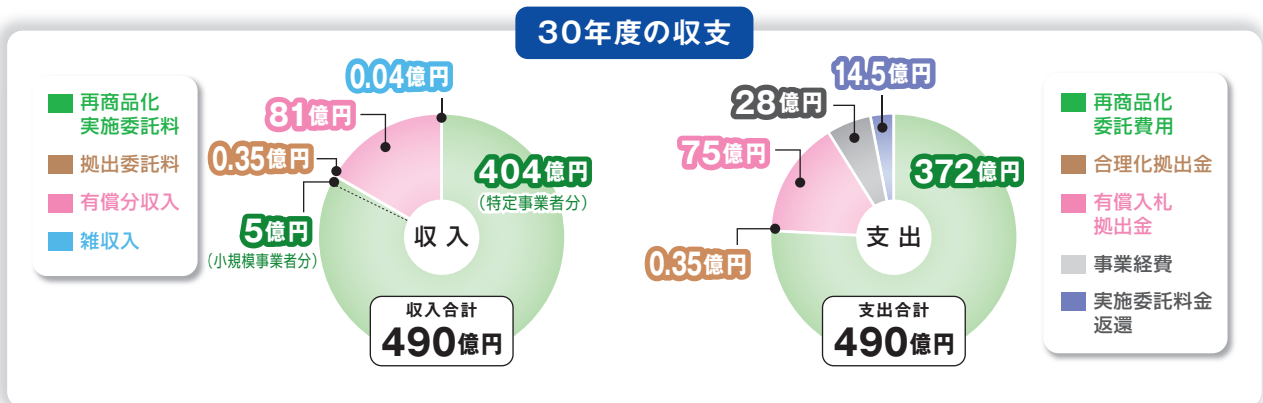
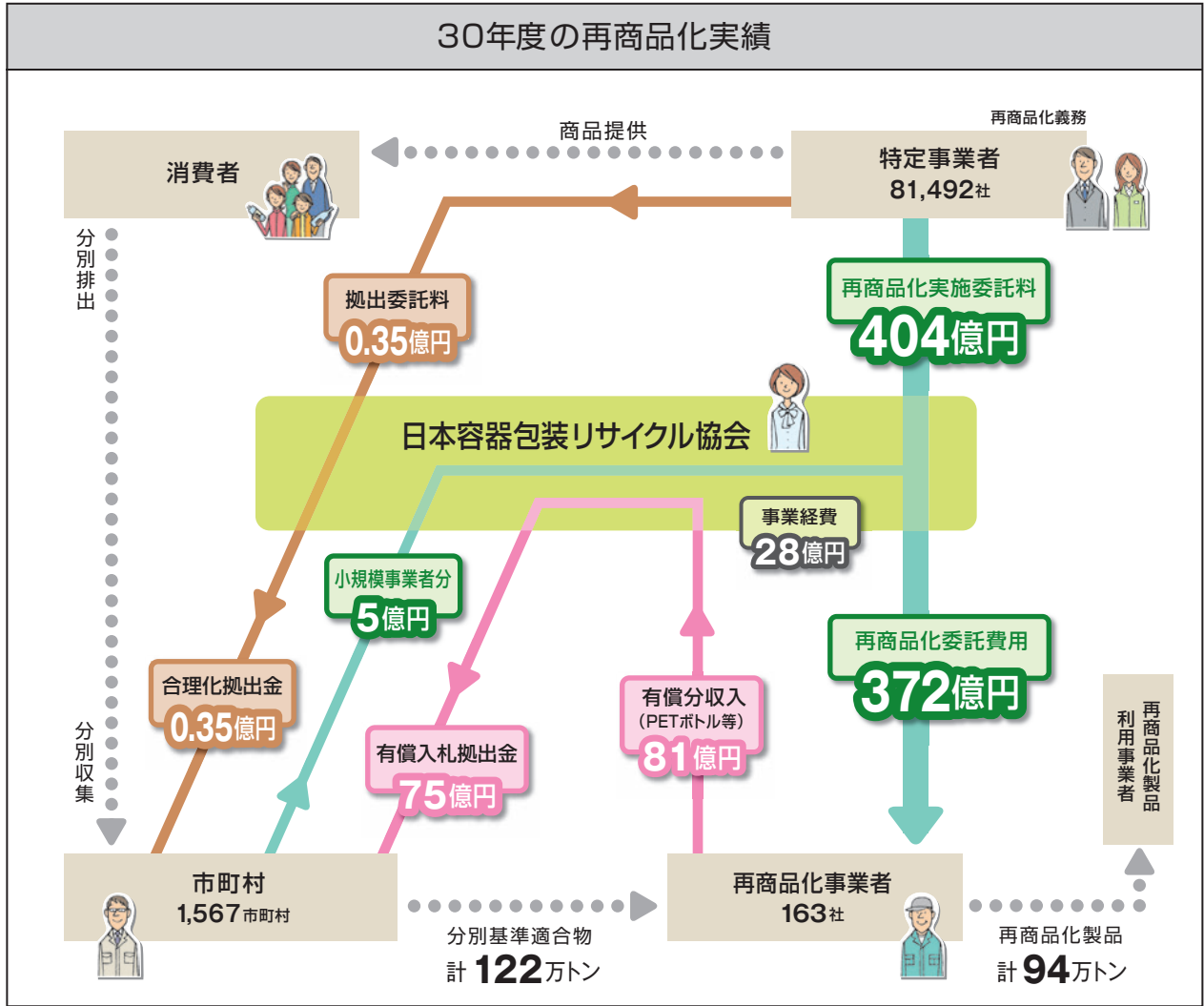
## 沿革

平成7 (1995) 年度	容器包装リサイクル法(以下、容リ法)公布
平成8 (1996) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>主務4省(厚生、通商産業、大蔵、農林水産。現在は5省:環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産)から財団法人設立許可を取得</li> <li>財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、容リ協)設立</li> <li>主務4省から指定法人としての指定を受ける</li> </ul>
平成9 (1997) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>容リ法本格施行に伴い、大規模事業者を特定事業者としてガラスびん、PETボトルの再商品化事業を開始</li> </ul> <p>容リ法、本格施行</p>
平成12 (2000) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>容リ法完全施行に伴い、全事業者(小規模事業者を除く)を特定事業者として、ガラスびん、PETボトルに加え、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の再商品化事業を開始</li> </ul> <p>容リ法、完全施行</p>
平成18 (2006) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>PETボトル、有償入札開始(有償分は市町村へ抛出)</li> </ul> <p>改正「容リ法」公布</p>
平成20 (2008) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「委託料金事業者別リスト(公表同意事業者のみ)」をホームページで公表</li> </ul> <p>改正「容リ法」、完全施行</p>
平成21 (2009) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙製容器包装、有償入札開始</li> <li>市町村への資金抛出を実施</li> </ul>
平成22 (2010) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公益財団法人」として新たにスタート</li> <li>プラスチック製容器包装、入札にあたり、「材料リサイクル優先」において優先落札量を市町村申込量の50%とし、総合的評価制度を導入</li> </ul>
平成23 (2011) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災への緊急対応として、市町村、特定事業者、再商品化事業者への弾力的対応を実施</li> </ul>
平成24 (2012) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹脂相場の変動に伴いPETボトル再商品化事業者再選定の実施</li> </ul>
平成26 (2014) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>PETボトル、年2回入札の正式実施</li> </ul>
平成27 (2015) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種委託単価、入札単価を消費税抜きとする</li> <li>再商品化事業者向け「不服申立窓口」を開設</li> </ul>
平成28 (2016) 年度	<p>「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(産構審・中環審合同会合)が取りまとめられる</p>
平成29 (2017) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック製容器包装、新入札方式を導入</li> <li>「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」を設置</li> </ul>
平成30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>PETボトルリサイクルにおける運用ルールの見直し</li> </ul>

# 平成30年度の事業を振り返って

日本容器包装リサイクル協会の役割は、家庭ごみとして排出されるガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を対象としたリサイクルを実施するための運營業務です。そのためにかかる費用は、容器包装リサイクル法に基づいてリサイクル

の義務を負っている特定事業者から、再商品化実施委託料としてお預かりしたお金でまかなわれています。30年度の協会事業を振り返り、その実績と収支をご報告します。



詳細は、当協会ホームページをご覧ください。  
(<https://www.jcpra.or.jp/>)

数値については、四捨五入しています。合計と内訳は合わない場合があります。

## 全国1,567市町村から、 122万トンを引き取る



市町村 から 再商品化事業者

30年度は、1,567市町村から分別基準適合物が容リ協へ引き渡されました。これは、全国1,741市町村(30年4月1日現在、東京23区を含む)の90.0%(29年度90.0%)に当たります。容リ協が市町村から引き取った分別基準適合物の総量は、4つの素材を合わせて計122万トン(29年度122万トン)に及びました。

## 163社の再商品化事業者により、 再商品化製品が94万トン



再商品化事業者 から 再商品化製品利用事業者

実際のリサイクル業務を委託する再商品化事業者に関しては、容リ協は市町村の保管施設ごとに電子入札を実施し、4素材それぞれに選定しています。30年度は、163社(29年度178社)の再商品化事業者にリサイクル業務を委託しました。再商品化製品量は、4つの素材を合わせて計94万トン(29年度94万トン)となりました。

再商品化委託費用

**372億円**

再商品化事業者に支払ったリサイクル費用は372億円

30年度は、計81,492社(29年度80,588社)の特定事業者から404億円(29年度383億円)を受け取り、これに、市町村が負担する小規模事業者分の5億円(29年度5億円)を加えた409億円(29年

度388億円)が、30年度の再商品化実施委託料収入の合計です。容リ協はリサイクル費用(再商品化委託費用)として372億円(29年度374億円)を再商品化事業者に支払いました。

有償入札拠出金

**75億円**

PETボトル等の市町村への有償入札拠出金は75億円

30年度中の使用済みPETボトル等の有償入札に伴う収入は81億円(29年度88億円)となり、容リ協から市町村への有償拠出は1,134市町村等(29

年度1,156市町村等)を対象に75億円(29年度80億円)でした。この差は消費税相当分を差し引いたことなどによるものです。

合理化拠出金

**0.35億円**

市町村に支払われた合理化拠出金は0.35億円

20年度から施行された改正容リ法に基づく「資金拠出制度」は、再商品化の合理化・効率化の成果を、事業者と市町村が分け合うという仕組みです。

30年9月、29年度分の合理化拠出金として1,418市町村等を対象に計0.35億円(28年度分は25億円)が支払われました。

容リ協の事業経費

**28億円**

租税公課を除く事業経費は、支出合計の3.5%

容リ協がリサイクル事業を運営するためにかかった30年度経費は、28億円。主な内訳としては、租税公課(11億円)、コンピュータ処理費用(4億円)、再商

品化事業者の調査費用(4億円)、人件費(3.1億円)などです。租税公課分を除くと、支出合計の3.5%に当たります。

実施委託料金返還

**14.5億円**

PETボトル再商品化実施委託料金返還支出は14.5億円

PETボトルについて、中国の固体廃棄物輸入規制が再商品化委託料に影響すると想定しましたが、落札結果においては有償・逆有償の比率は従前と大きくは変わりませんでした。そのため、特定事業者か

らいただく再商品化実施委託料と再商品化事業者に支払う再商品化委託料とに大きな差額が発生することとなり、30年度のみ対応として、再商品化実施委託料の一部を返金しました。

# 主な取り組み

## Topics

トピックス

### 海外関係機関との交流促進

平成30年度は、国内外のリサイクルを取り巻く環境に大きな変化が見られた年でした。中国による固体廃棄物の輸入禁止措置後、アジアにおけるリサイクル事情が激変したため、容リ協とPETボトルリサイクル推進協議会は中国・タイへ調査団を派遣し、現地の政府機関や業界団体、リサイクラーなどと対面して意見交換に努めました。一方、プラスチック海洋ごみ問題が世界的な課題となっている昨今、アジア各国においてもリサイクルへの対応が迫られています。日本の容器包装リサイクル制度とその運用に関する説明会の開催依頼がアジア各国から多数寄せられ、近年以上に多くの訪問団を受け入れることになりました。

## PETボトルリサイクルにおける国内外の環境変化への対応

### 中国・タイへ リサイクル事情調査団を派遣

平成29年12月から実施された中国による固体廃棄物の輸入禁止措置を受けて、我が国のプラスチック廃棄物の輸出量は約3割減少し、主な輸出先はマレーシア、タイ、台湾、ベトナムへとシフトしています。そこで、当協会は30年9月12日～20日にかけて、中国および中国に代わって輸入量が増加したタイの2か国へPETボトルリサイクル推進協議会とともに、調査団を派遣しました。

中国では、国際リサイクルポリエステル会議に参加したほか、中国化学繊維工業協会と意見交換を実施しました。さらに再生PETボトルフレークやベールを日本から輸入している現地企業4社を訪問・視察し、中国国内のリサイクル状況の把握に努めました。タイにおいては、タイ工業省、タイリサイクル推進協会と意見交換を行なったほか、タイ最大のリサイクル企業や日系の再商品化製品利用企業を訪問しました。これらの機会を通じて情報収集した中国などの固体廃棄物輸入規制の動向とその影響などについて、30年9月26日にPETボトルリサイクル



推進協議会が「中国・タイのリサイクル事業調査報告」を公表しました。

また、安定的なPETボトルのリサイクルを目指して29年度に設置した「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」での検討結果を受けて、PETボトルの容リ協ルート運用の見直しを行ないました。30年度からは①入札時期の変更、②ベール品質に関する評価基準の改正を実施いたしました。

## 海外関係機関の訪問受入れ

### シンガポール環境水資源省 代表団への対応

平成30年4月12日、Dr. Amy KHOR (エイミー・コー) 上級大臣をはじめシンガポール環境水資源省代表団(25名、通訳1名)が、当協会を訪問されました。容り法の概要(役割分担や対象となる容器包装の範囲など)や容り制度立ち上げ時の経緯などを説明し、意見交換を行いました。



### 香港特別行政区政府 環境保護署の訪問

平成30年6月20日、Mr. Donald NG (ドナルド・ン) 香港特別行政区政府環境保護副署長一行の訪問を受けました。香港環境保護署ではPET容器やプラスチック容器に関するEPR政策の導入を検討しており、容り協の役割、容器包装リサイクル制度の仕組み、特定事業者のガバナンス、再商品者事業者への委託要件などについて活発な質疑応答が行なわれました。



### 韓国やタイからの訪問受入れ

ほかにも、平成30年9月28日：韓国国立環境科学院資源循環研究課「容り制度の概要と運用」、10月19日：タイ工業省代表団「容り制度の概要と運用」、31年3月26日：

韓国循環資源流通支援センター「日本におけるPETボトルリサイクルの状況」の訪問を受け、それぞれの関心や要望に基づいて説明し、意見交換を行いました。



● 31年度に向けた再商品化事業の業務の流れ

年	国	協会の取り組み		
		市町村 を対象に	再商品化事業者 を対象に	特定事業者 を対象に
29年	容器包装廃棄物分類調査 (29年8月~12月:環境省調査)			各種調査 各種説明会 審査・選定業務 通知・公開等
30年 5月	容器包装利用・製造等排出実態調査 (5月21日~6月29日:経済産業省・農林水産省調査)			
6月				
7月		分別基準適合物引度量調査 (6月20日~7月19日)	再生処理事業者登録に関する官報公示 (7月2日)	30年度下期分 PETボトル 入札 (7月17日~8月3日)
		調査票集計業務 (7月20日~8月24日)	登録説明会 (7月10日~13日)	入札選定業務 (8月7日~27日)
			登録申請書類提出締切 (7月31日)	入札選定結果通知 (8月29日)
8月				再商品化契約締結 (9月30日)
9月				
10月	平成31年度再商品化義務量算定に係る量・比率の審議 (9月27日~10月11日)	市町村引渡申込み (10月24日~11月22日)	登録審査業務 (8月1日~11月20日)	平成30年度再商品化義務量算定係数の算出 (10月) 理事会での平成31年度再商品化実施委託単価及び平成30年度拠出委託単価の決定 (10月18日)
11月	パブリックコメント募集 (11月1日~30日)	市町村担当者説明会 (11月8日~14日)	登録審査結果通知 (11月22日)	商工会議所・商工会共催の特定事業者制度説明会実施 (11月15日~1月29日)
	上記の量・比率の確定			平成31年度再商品化委託申込官報公示 (12月10日)
12月			登録事業者向け入札説明会 (12月17日・18日)	再商品化委託申込み (12月10日~2月8日)
31年 1月			31年度上期分 3素材 PETボトル 入札 (12月21日~1月25日) (1月15日~2月12日)	
2月		3素材 PETボトル 入札選定結果通知 (2月18日) (2月26日)	入札選定業務 (1月29日~2月14日) (2月13日~2月25日)	
			入札選定結果通知 (2月18日) (2月26日)	
3月	上記の量・比率に係る施行規則告示 (3月31日)	引渡契約・覚書締結 (3月31日)	再商品化事業者説明会 (3月14日・15日)	再商品化委託契約締結 (3月31日)
			再商品化契約締結 (3月31日)	



## 事業者登録審査の徹底

再商品化事業者

再商品化事業者が入札に参加するためには、「事業者登録審査」を受ける必要があります。平成31年度入札については30年7月に募集し、8月から11月にかけて参加を希望する事業者に対して、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格・品質、販売能力などを、第三者の技術専門機関の協力のもと審査しました。あわせて財政的基礎についての審査を実施し、中小企業診断士などによる財務診断を必要に応じて行ないました。

## ベール品質の向上に向けて

市町村

各素材で実施している品質調査ですが、とりわけ圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装については、平成30年度の市町村立会率は約58%（29年度：約60%）となっており、市町村のベール品質調査への関心の高さがうかがえます。

容り協では、市町村のプラスチック製容器包装のベール品質改善に向けた努力を後押しすることを目的に、市町村担当者を対象とした「出前講座」を実施しています。30年度は、23市町村などで開催し843名に参加いただきました（29年度：17市町村、1,201名）。



出前講座

## 再商品化委託申込みの促進

特定事業者

特定事業者による再商品化委託オンライン申込みは、導入した平成18年度以降、継続して伸びており、30年度は委託料金ベースで85.7%（29年度：84.9%）、件数ベースでは66.1%（29年度：63.4%）となりました。

一方、当協会と再商品化委託契約を締結していないがら委託料が未納となっている全特定事業者に支払い督促などを行なうことにより、30年度の過年度遡及支払いは433社、約4.6億円（29年度：420社、約4.7億円）となりました。

また、特定事業者などからの容り協へのお問合せは、コールセンター4,862件（29年度：4,451件）、オペレーションセンター4,972件（29年度：4,496件）、合計で9,834件（29年度：8,947件）でした。



コールセンター

## 特定事業者向け制度説明会・個別相談会の実施

全国の主要都市において、各地商工会議所・商工会と協力して「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」を開催し、特定事業者への制度普及に努めるとともに委託申込みに関する個別相談に対応しました。平成30年度は30年11月から31年1月にかけて19都市で21回(29年度と同じ)開催し、参加者は1,158名(29年度:1,131名)、相談者は128名(29年度:120名)でした。



容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会

また、前年に引き続いて、「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」の開催案内チラシに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から「東京2020応援マーク」の使用許可を得て、容リ制度の効果的な周知、広報を図りました。

## 容リ協ホームページを通じた情報発信

より見やすく、理解しやすく、利用しやすいホームページを目指して、平成30年11月にデザイン・構成を刷新しました。リニューアルの効果もあって、30年度のアクセス数は年間約114万となり、前年度より約4万の増加となりました。



ホームページトップ画面

30年5月には、消費者の分別排出への理解促進に向けた動画「容器包装リサイクル 1分間動画事典」(素材別に分別排出ルールやリサイクルの流れなどを短時間でわかりやすく解説)をホームページに公開。自由にダウンロードして利用できるほか、活用を促すチラシを作成配布し、市町村・教育機関などでの利活用の促進、普及を図りました。



「1分間動画事典」チラシ表/裏

## 各種イベントへの講師の派遣

市民をはじめ多くの皆さまに容器包装リサイクル制度への理解を深めていただくことを目的に、環境関連の各種イベントなどを後援・協賛するとともに、講師を派遣しています。

平成30年9月に開催された「第3回九州環境フォーラム2018」においては、市町村担当者などに向けて、「容器包装リサイクル制度の現状」について講演を行いました。31年2月には、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の東日本支部・長野分科会（長野市）で、「よくわかる！容器包装のリサイクル」と題して講演。企業と消費者のパイプ役を担う会員の皆さまの、容器包装とそのリサイクル方法についての理解と知識の深化に資するべく努めました。

また、31年1月には全国の中堅・中小スーパーマーケットが加盟している、株式会社シジシージャパン（東京都新宿区）を訪問し、容器包装リサイクル法の担当者（環境・総務・開発など約30名が参加）を対象に、31年度再商品化委託料金申込み方法について説明を行いました。

## リチウムイオン電池 混入防止に向けた活動

電気製品に内蔵されているリチウムイオン電池などの充電式電池が原因とみられる事故が急増し、全国各地の再生処理工場においても火災が複数発生しており、喫緊の対応が求められています。容リ協では、プラスチック製容器包装ごみや不燃ごみへのリチウムイオン電池の混入防止に向けて、さまざまな活動に取り組みました。

平成30年12月～31年1月、プラスチック製容器包装の引取契約を交わしている1,137市町村を対象としてアンケートを実施しました。それらの結果を受けて、市町村を対象とする「都市清掃」（公益社団法人全国都市清掃会議、平成31年1月1日発行）、「生活と環境」（一般財団法人日本環境衛生センター、令和元年5月1日発行）へ寄稿し、再生処理工場での火災事故状況、リチウムイオン電池混入の危険性を訴えるとともに、分別排出・収集への協力をお願いしました。

さらに、環境省および経済産業省に対しては、リチウムイオン電池の再資源化率法定目標値（30%）の見直し、商品への分別排出マークなどの表示促進、小型家電リサイクルルートでの回収の拡大などを依頼しました。このほか、公益社団法人全国都市清掃会議に会員市町村への啓発、一般社団法人JBRCが実施する小型充電式電池の回収拠点登録に関する周知・普及をお願いしました。発煙・発火事故発生市町村に対しては改善計画の提出を要請しています。また、小型家電リサイクル認定事業者協議会、一般社団法人日本たばこ協会、一般社団法人東京都産業廃棄物協会との情報・意見交換を実施しました。



寄稿誌  
「生活と環境」



寄稿誌「都市清掃」

# 再商品化実績

CONTENTS

素材別の利用状況 p13-14

特定事業者関連 p15

- 再商品化実施委託単価
- 再商品化実施委託料
- 特定事業者申込社数
- 抛出委託単価／抛出委託料

市町村関連 p16

- 市町村からの引渡数量
- 引渡市町村数／保管施設数
- 合理化拠出金／受取市町村数

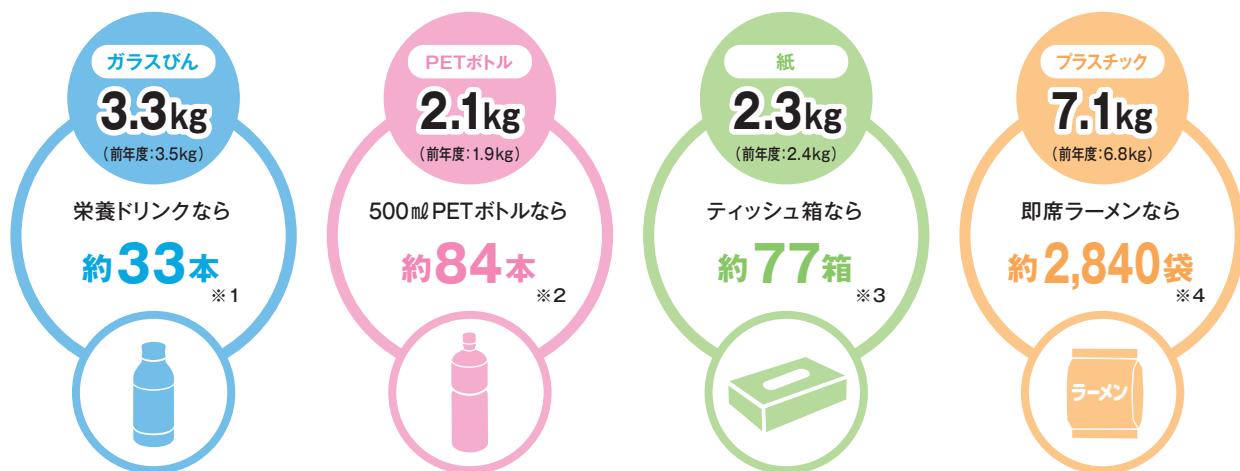
再商品化事業者関連 p17

- 落札単価(加重平均)
- 再商品化事業者への委託料総額
- 再商品化製品販売量実績
- 再商品化事業者の登録・落札状況



## 素材別

年間1人当たりの引渡数量 =  $\frac{\text{市町村からの引渡数量}}{\text{引渡し市町村の人口}}$



※1: 100ml入りびん1本=100gとして ※2: 500mlボトル1本=25gとして ※3: ティッシュケース1箱=30gとして ※4: 外袋1袋=2.5gとして

特定事業者業種別分布



特定事業者

再商品化実施委託料

約404億円



容リ協

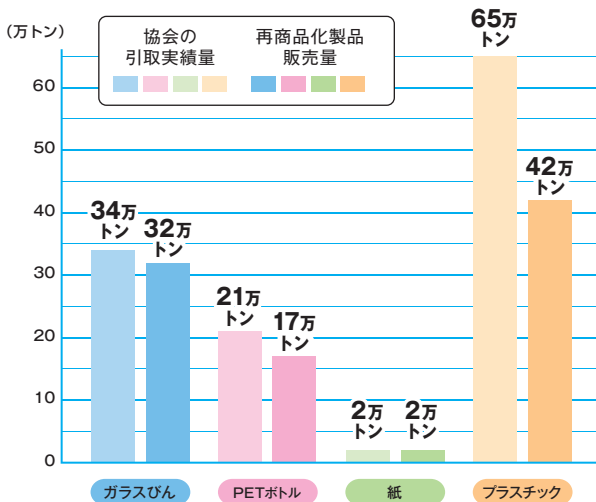
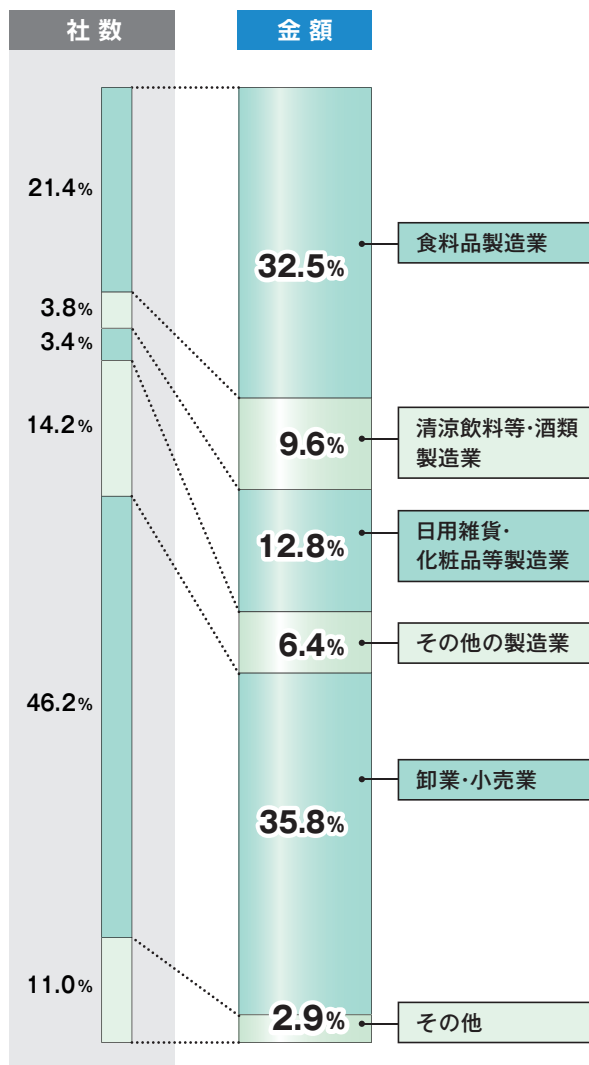


再商品化事業者

再商品化製品  
販売量

約94万トン

再商品化製品  
利用事業者



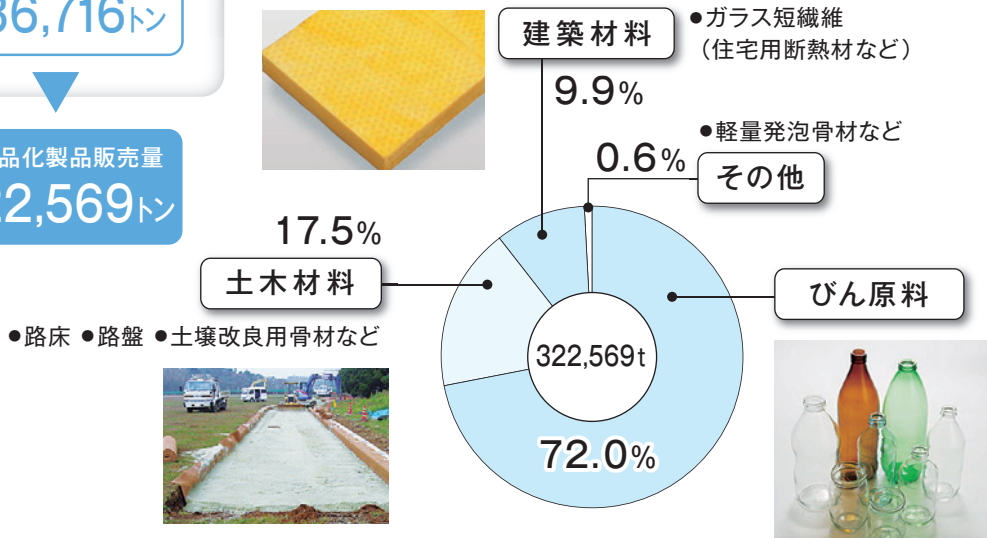
### 30年度引取分のリサイクル(再商品化)製品の利用状況

#### ガラスびん

市町村からの引取量は約33.7万トンで、前年度比2.8%減となりました。再商品化製品の利用状況は、全体の72%がびん原料として使われ(前年度比1.6%増加)、再びガラスびんに戻っています。

協会の引取実績量  
**336,716トン**

再商品化製品販売量  
**322,569トン**

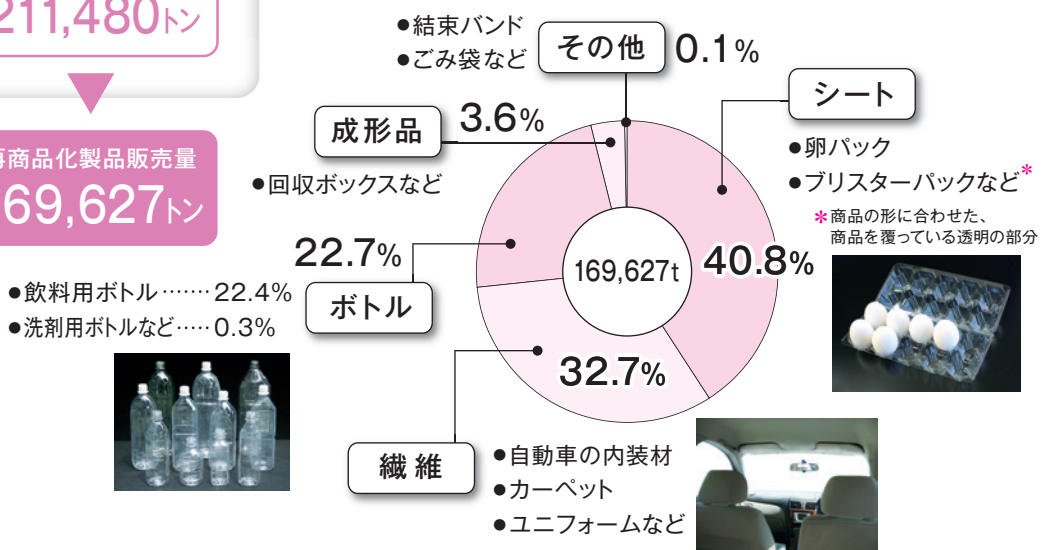


#### PETボトル

市町村からの引取量は約21.1万トンで、前年度より6.4%増えました。再商品化製品は、シートが約41%、繊維が約33%、ボトルが約23%の割合で使われています。前年度に2割を超えた飲料用ボトルは、引き続き、増加傾向が続いています(29年度:20.3% → 30年度:22.4%)。

協会の引取実績量  
**211,480トン**

再商品化製品販売量  
**169,627トン**



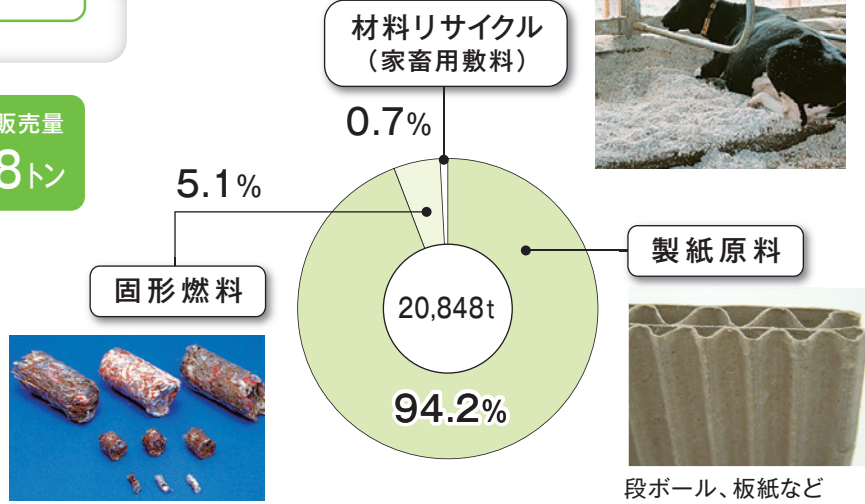
●「再商品化製品販売量」は、31年3月までの実績値です

## 紙製 容器包装

市町村からの引取量は約2.1万トンで、前年度より約3.4%下回りました。  
再商品化製品の利用用途は、前年度同様に全体の約94%が  
製紙原料となっています。

協会の引取実績量  
**20,897トン**

再商品化製品販売量  
**20,848トン**

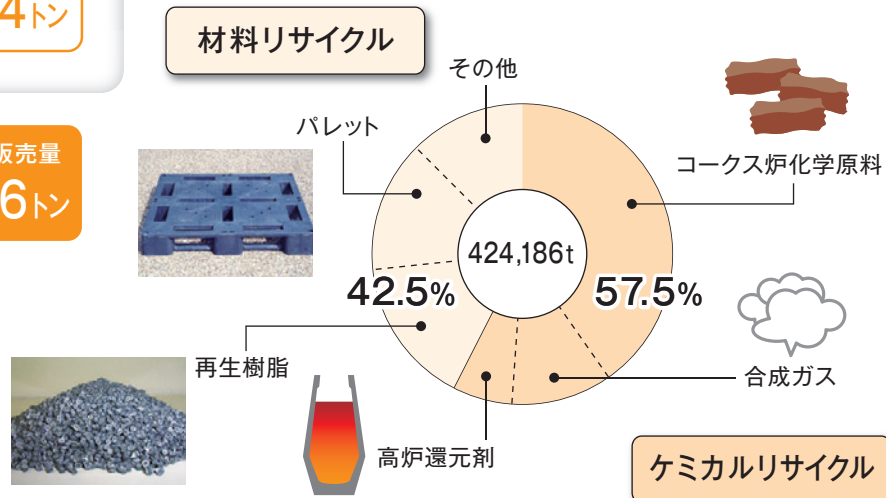


## プラスチック製 容器包装

市町村からの引取量は約64.7万トンで、ほぼ前年度並でした。  
再商品化製品の利用は、ケミカルリサイクル57.5%、材料リサイクル42.5%。  
材料リサイクルの割合は、前年度36.7%に比べて5.8%増加しました。

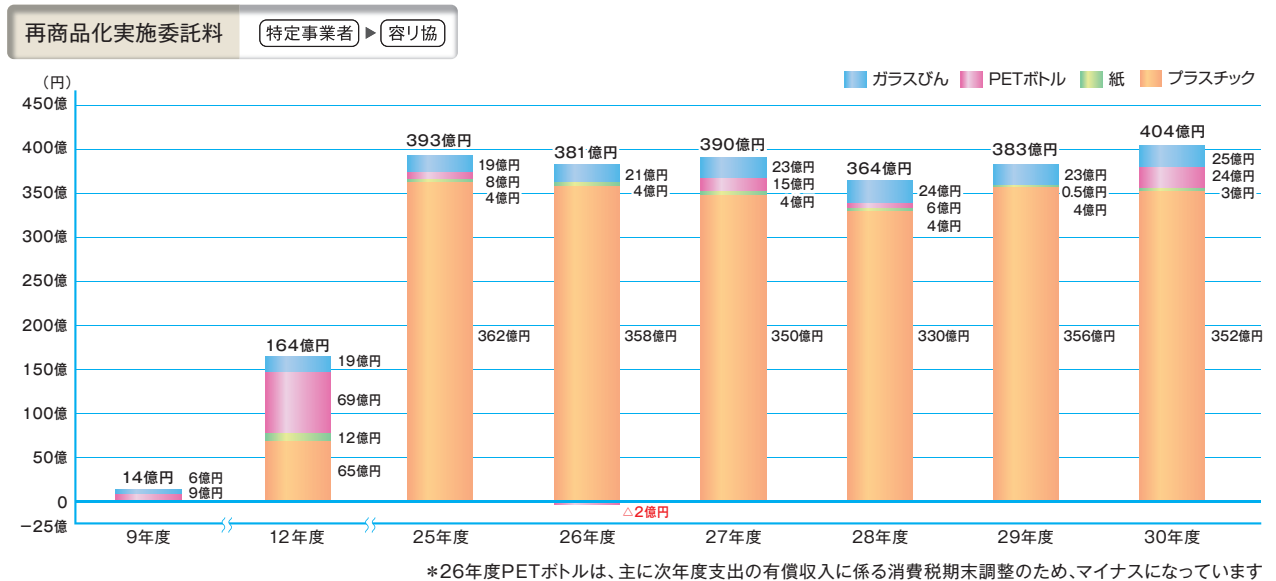
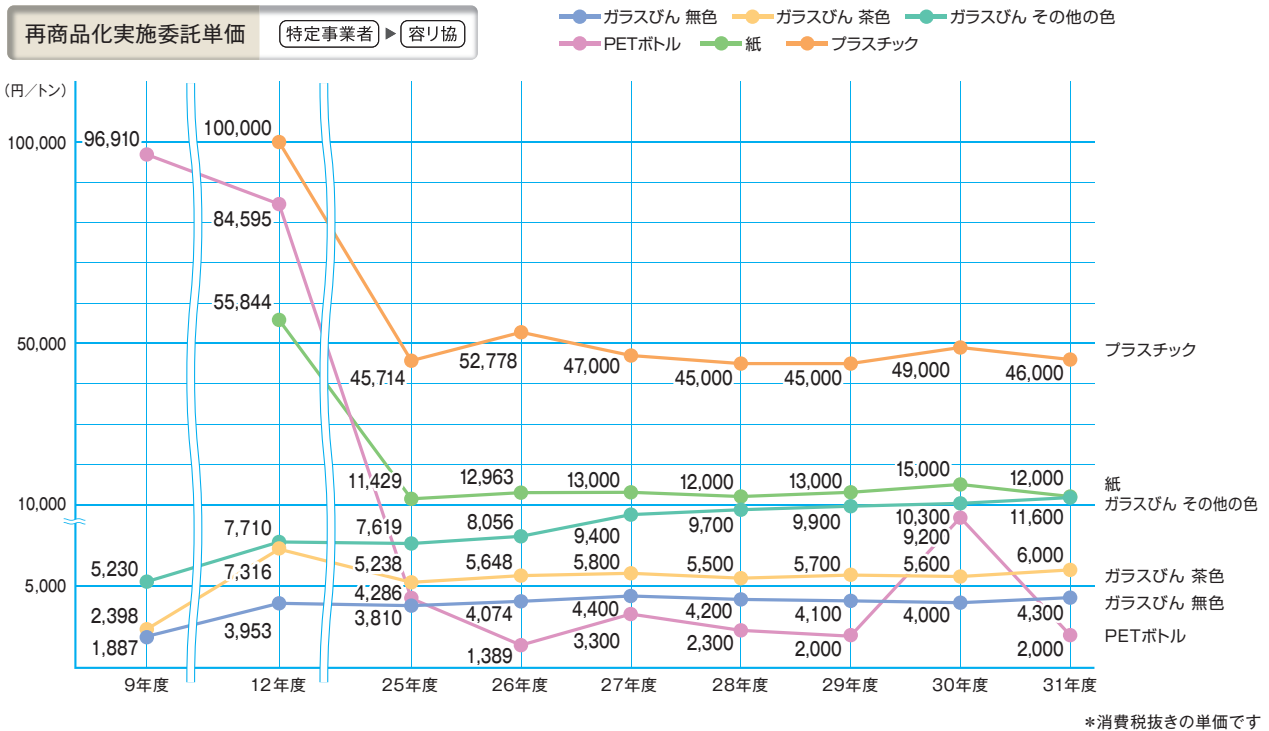
協会の引取実績量  
**646,914トン**

再商品化製品販売量  
**424,186トン**



\*白色トレイを除く

# 平成30年度・再商品化実績 特定事業者関連



特定事業者申込社数 (特定事業者 ▶ 容リ協)

(単位: 社)

	12年度	28年度	29年度	30年度
ガラスびん	3,803	3,137	3,103	3,079
(無色)	(3,208)	(2,700)	(2,670)	(2,647)
(茶色)	(1,722)	(1,359)	(1,333)	(1,339)
(その他の色)	(1,548)	(1,115)	(1,089)	(1,100)
PETボトル	962	1,198	1,242	1,227
紙	41,206	65,285	66,065	66,777
プラスチック	56,944	79,207	79,063	80,017
総数	59,449	80,827	80,588	81,492

抛出委託単価/抛出委託料 (30年支払い) (特定事業者 ▶ 容リ協)

(単位: 円/トン)

品目	29年度分
ガラスびん(無色)	100
ガラスびん(茶色)	100
ガラスびん(その他の色)	0
PETボトル	100
紙	100
プラスチック	0

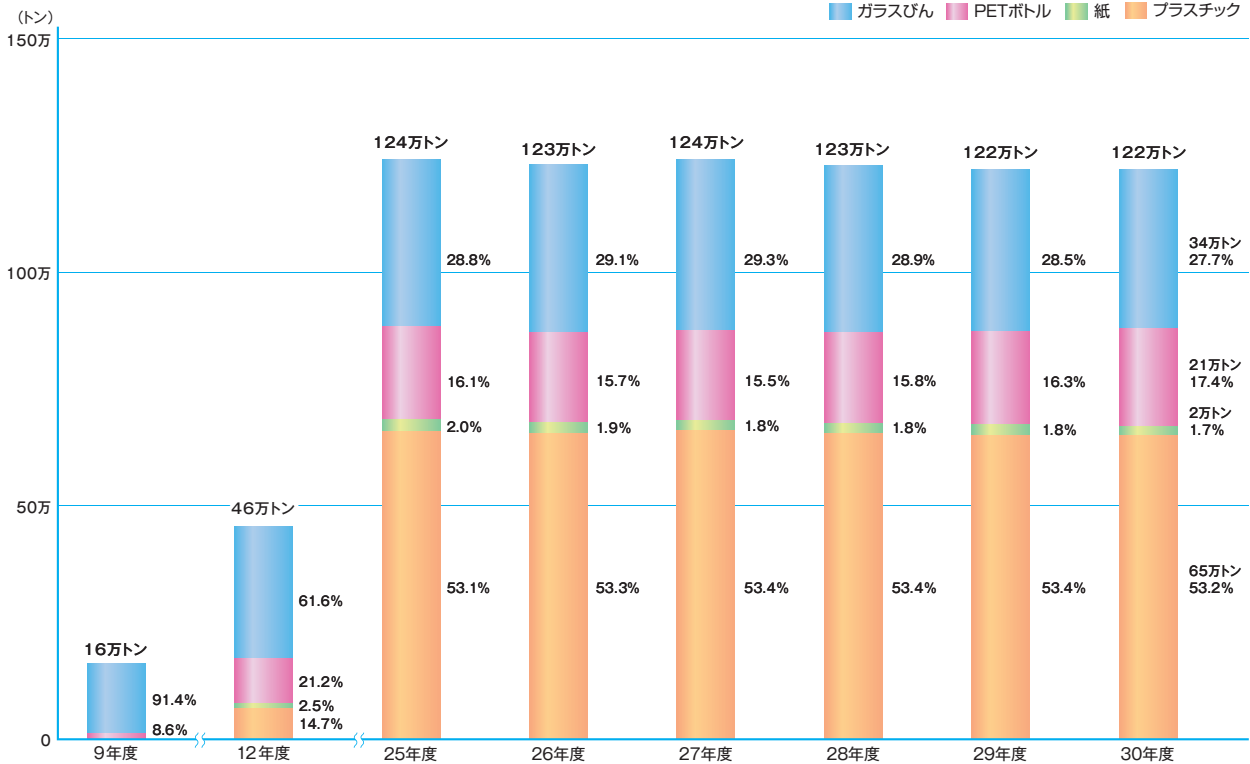
(単位: 円)

品目	29年度分(30年支払い)
ガラスびん(無色)	7,813,281
ガラスびん(茶色)	13,874,638
ガラスびん(その他の色)	0
PETボトル	11,889,016
紙	1,270,842
プラスチック	0
合計	34,847,777

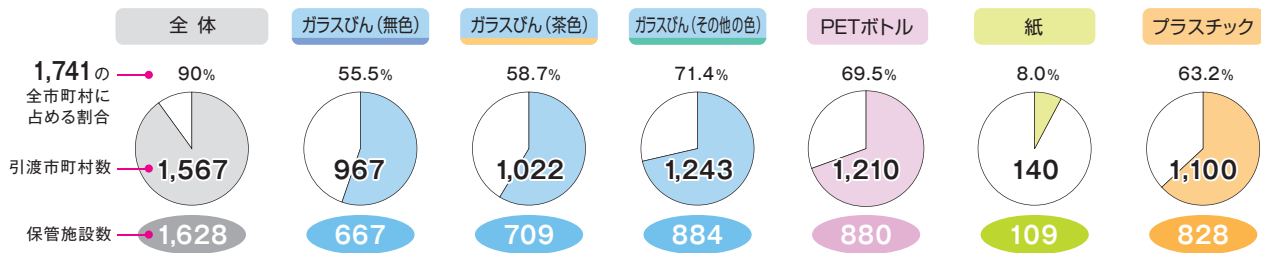
\*消費税抜きの単価です



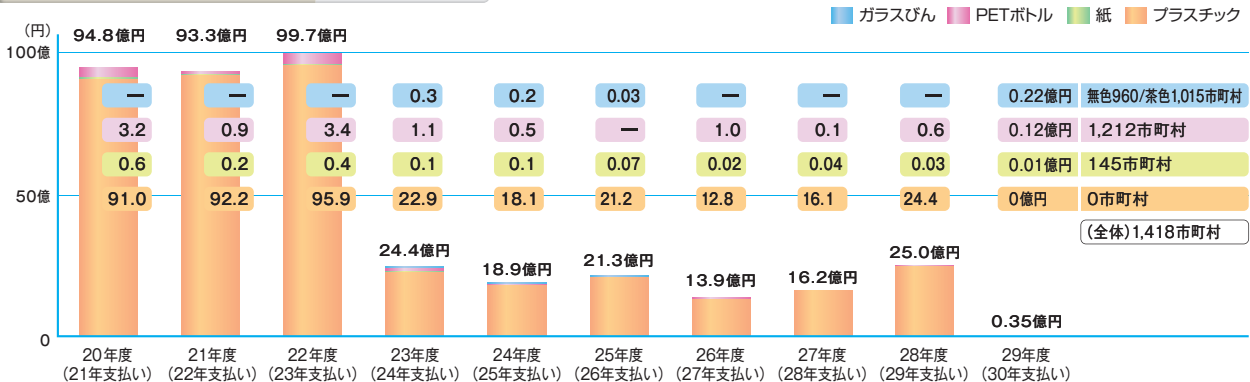
市町村からの引渡量 市町村 ▶ 容リ協

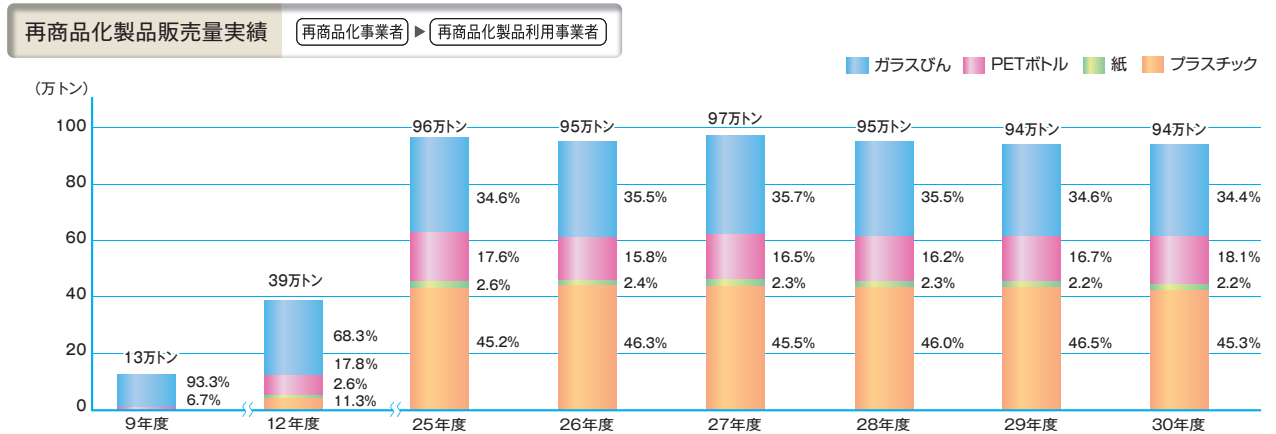
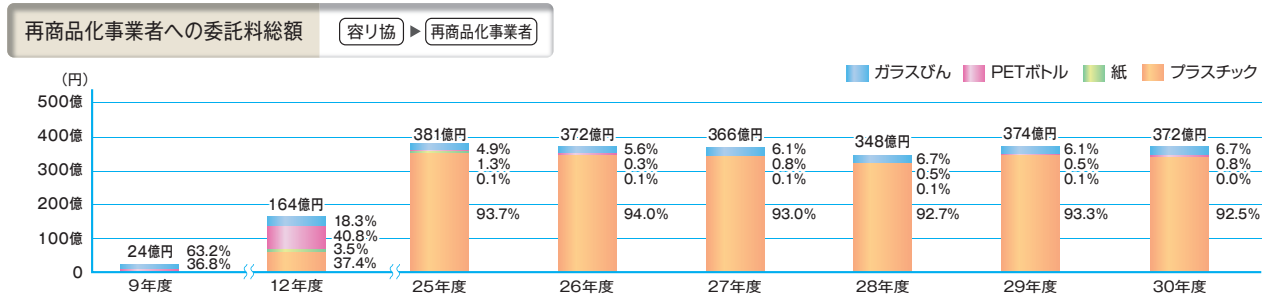
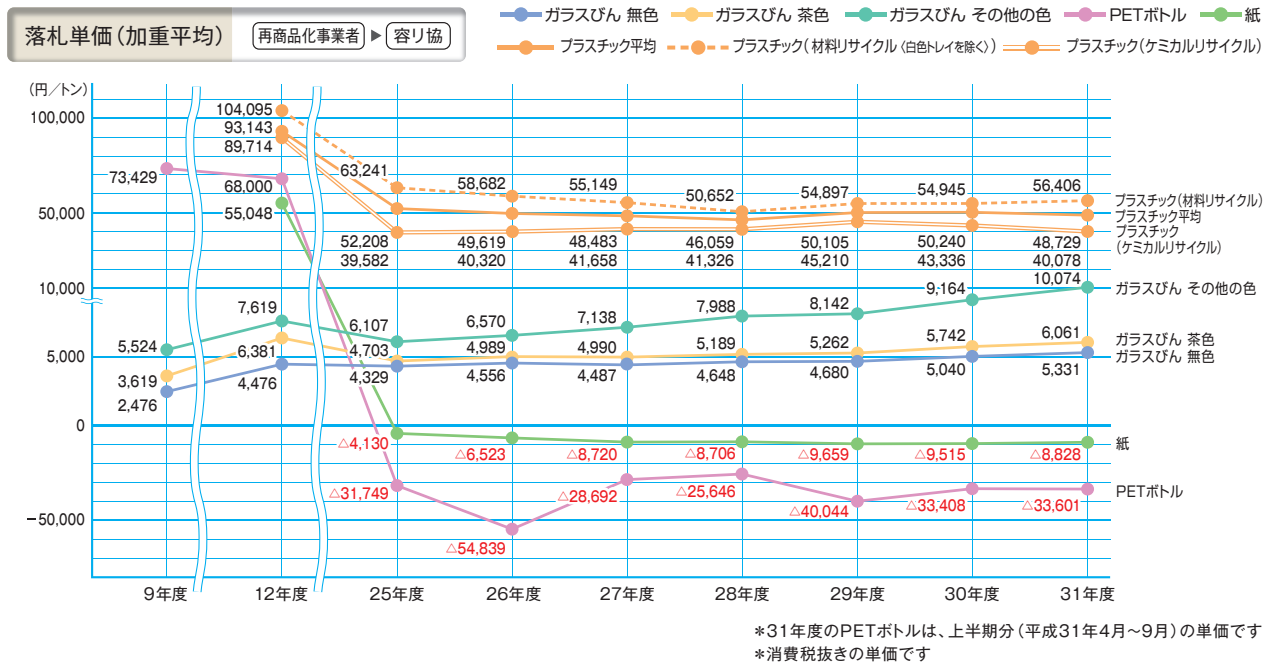


引渡市町村数／保管施設数 30年度 市町村 ▶ 容リ協



合理化拠出金／受取り市町村数 容リ協 ▶ 市町村





# 容器包装リサイクルの成果

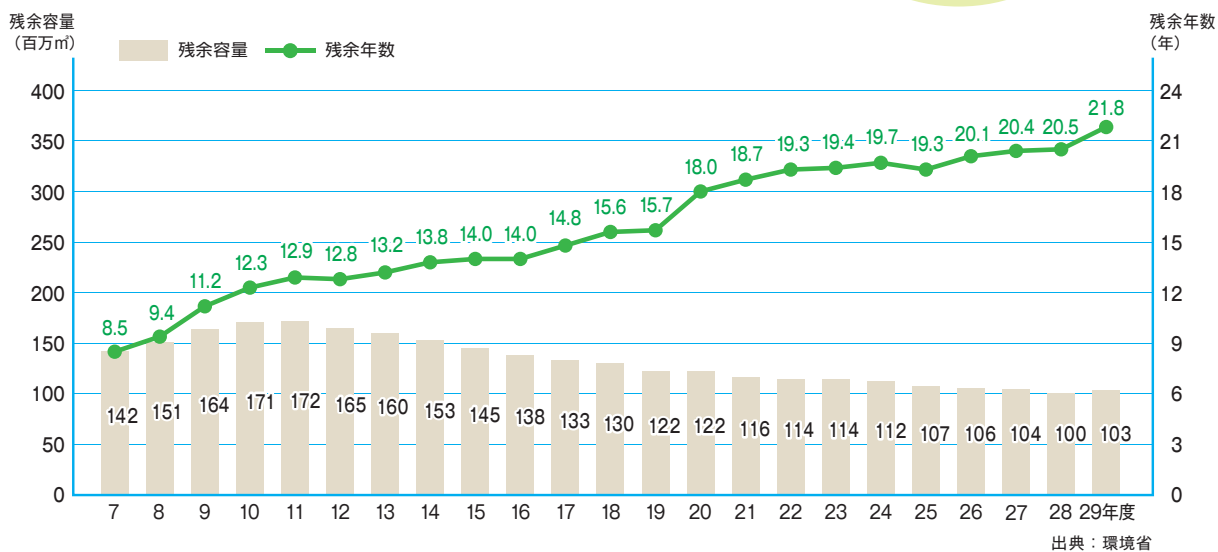
一般廃棄物最終処分場の

残余容量・残余年数の推移



平成7年  
残余年数 **8.5年**

平成29年  
残余年数 **21.8年**



## リデュース

2004年度

2017年度

3R 推進団体連絡会データ

ガラスびん



1本当たり  
平均重量

**-2.2%**

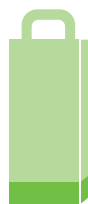
PETボトル



1本当たり  
平均重量

**-23.9%**

紙製容器包装



削減率

**-11.2%**

プラスチック製容器包装



削減率

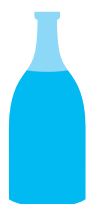
**-15.9%**

## リサイクル率・回収率

2017年度

3R 推進団体連絡会データ

ガラスびん



リサイクル率

**69.2%**

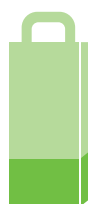
PETボトル



リサイクル率

**84.8%**

紙製容器包装



回収率

**24.5%**

プラスチック製容器包装



再資源化率

**46.3%**

年次レポート2019

---

2019年 8月発行

編集・発行

公益財団法人

日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-14-1

郵政福祉琴平ビル2階

(企画広報部)

Tel. 03-5532-8610

Fax. 03-5532-9698

URL : <https://www.jcpra.or.jp/>

●禁無断転載

